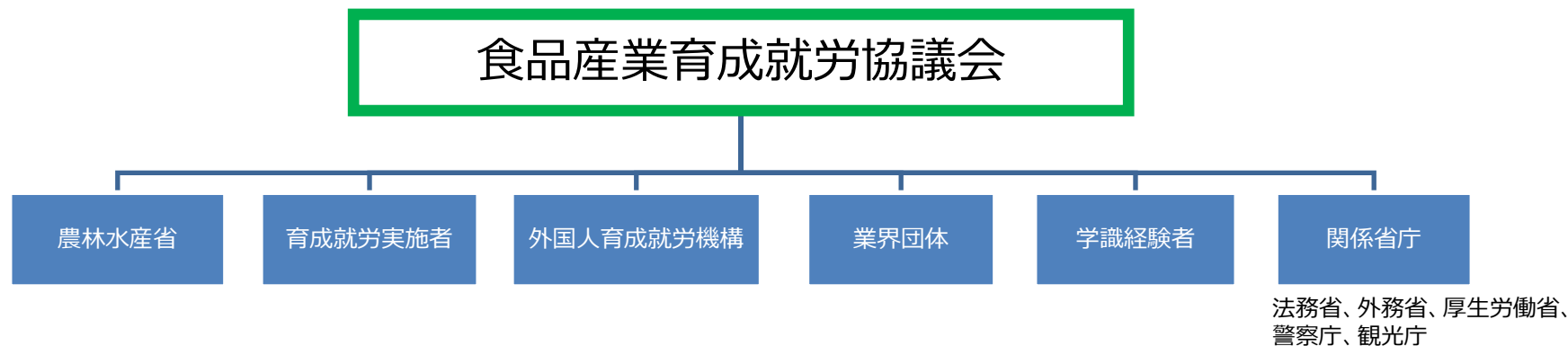


食品産業育成就労協議会の設置について

- 育成就労外国人を受け入れようとする事業者は、育成就労産業分野に係る分野別協議会に加入することが必要（育成就労法施行規則第13条第2項第4号）。
- このため、特定技能制度と同様、飲食料品製造業分野及び外食業分野の受入れ事業者及びその業界団体等を構成員とする食品産業育成就労協議会を設立することとする。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な育成就労外国人を受け入れられるよう、制度の趣旨や優良事例の周知、法令遵守の啓発等を行う。



活動内容

- 育成就労外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 育成就労実施者等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足の状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等
- 1年を超える転籍制限期間を設定した育成就労実施者が遵守すべき昇給率の設定・公表 等

食品産業育成就労協議会の運営体制について

